また、同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（二月六日任期満了の鬼丸かおるの後任）
小賀野晶一

また、同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了の遠藤久夫の後任）
印南　一路

（二月二十八日任期満了の白石小百合の後任）
西村万里子

また、同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員長及び同委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月十三日任期満了の根本眞の後任）（委員長）
渡邉　澄　等

（四月一日任期満了の諸星裕美の後任）（委員）
宮城　準子

（渡邉澄等の後任）（同）
西島　幸夫

また、同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（二月十二日任期満了による再任）島村　勝巳

報告書受領

二月一日内閣から、国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく平成二十二年十月一日から平成二十三年一月二十三日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

人事異動

内閣

簡易裁判所判事に任命する（二月一日）
槙枝　聖子

消費者庁

（参事官）内閣府事務官
辞職を承認する（一月三十一日）
加藤さゆり

（消費者情報課広報室長）内閣府事務官
参事官に昇任させる（二月一日）
齋藤　伸郎

財務省

（主計局主計企画官）財務事務官
大臣官房付を命ずる
兼ねて主計局主計企画官を命ずる（一月三十一日）
土谷　晃浩

経済産業省

（通商政策局長）経済産業事務官
通商政策局通商機構部長に併任する（一月十四日）
佐々木伸彦

（商務情報政策局サービス政策課長）
商務情報政策局サービス政策課長に配置換する（以上一月十八日）
間宮　淑夫

（大臣官房付）同
大臣官房付に配置換する
前田　泰宏

（大臣官房総括審議官）経済産業事務官
大臣官房審議官の併任を解除する
北川　慎介

経済産業政策局担当を命ずる
経済産業政策局担当を免ずる
大臣官房審議官（大臣官房審議官）に採用する
新原　浩朗

（商務情報政策局情報政策課長）
経済産業事務官
大臣官房会計課長に配置換する
赤石　浩一

（通商政策局長）同
通商政策局通商機構部長の併任を解除する
佐々木伸彦

（大臣官房会計課長）同
通商政策局通商機構部長に昇任させる
糟谷　敏秀

（中小企業庁事業環境部金融課長）同
商務情報政策局情報政策課長に転任させる
多田　明弘

（大臣官房付）同
中小企業庁に出向させる（以上一月二十四日）
濱野　幸一

最高裁判所

大阪地方裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事
馬場　崇

福島地方裁判所判事補に補する
福島地方裁判所郡山支部勤務を命ずる
兼ねて福島家庭裁判所判事補に補する
福島家庭裁判所郡山支部勤務を命ずる
郡山簡易裁判所判事に補する（一月二十八日）

官庁報告

官庁事項

中部地方整備局公示

宮川水系勢田川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項及び第４項の規定に基づき措置した船舶（以下「物件」という。）について、当該物件の所有者、占有者その他物件について権原を有する者に対し、当該物件を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成23年２月３日

中部地方整備局長　富田　英治

1　保管した物件の名称又は種類及び数量　船舶２隻

2　保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を除却した日

(1)　保管した物件の放置されていた場所　三重県伊勢市田尻町地内他　宮川水系勢田川

(2)　当該物件を除却した日　平成22年12月27日

3　当該物件の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該物件の保管を始めた日　平成22年12月27日

(2)　保管の場所　三重県伊勢市田尻町（勢田川排水機場敷地内）

4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　三重県津市広明町297　国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所　河川占用調整課　電話059―229―2218

国家試験

平成二十三年度自動車整備士技能検定試験の実施について

平成二十三年度自動車整備士技能検定試験の実施について、自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第五条第三項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年二月三日

国土交通大臣　大畠　章宏

1　平成二十三年度技能検定

一　学科試験及び実技試験を行う自動車整備士の技能検定（以下「技能検定」という。）の種類

二級自動車シャシ整備士

二　学科試験及び実技試験の施行期日

イ　学科試験　平成二十三年八月三日（水）

ロ　実技試験　平成二十三年九月十一日（日）

三　技能検定の申請の受付期間

平成二十三年五月九日（月）から平成二十三年五月十三日（金）まで

2　申請書の提出場所等

一　申請書の提出場所

申請書は、最寄りの神戸運輸監理部兵庫陸運部、運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所に提出すること。

二　技能検定に係る学科試験及び実技試験を行う試験地等

イ　学科試験の実施地　各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県

ロ　実技試験の実施地　関東及び中部運輸局が指定する都県

注　学科試験及び実技試験の実施地は受験者数により変更することがある。

技能検定に係る学科試験及び実技試験を行う場所その他必要な事項は、学科試験及び実技試験についてそれぞれその施行期日の二十日前までに地方運輸局、沖縄総合事務局、神戸運輸監理部、神戸運輸監理部兵庫陸運部、運輸支局及び沖縄総合事務局陸運事務所に掲示する。